

第4回 新司法試験についてのアンケート集計

各法科大学院・各弁護士会へのアンケート発送日

アンケート集計日 2009年7月7日

アンケート対象者：新司法試験受験生

受験者数 採点対象者

アンケート回収数 133

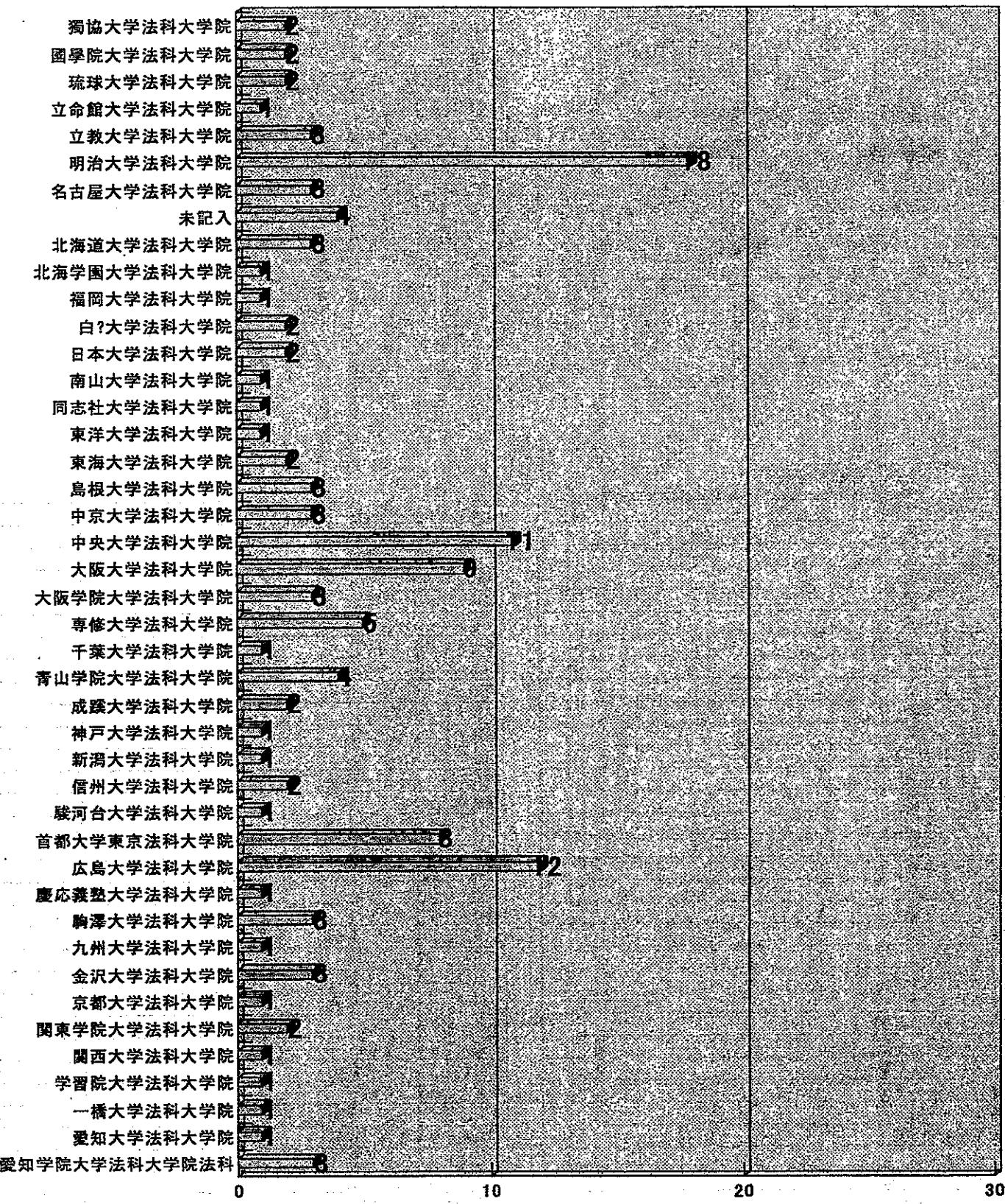
未修者 78 既修者 51 不明 4

法科大学院別解答者数

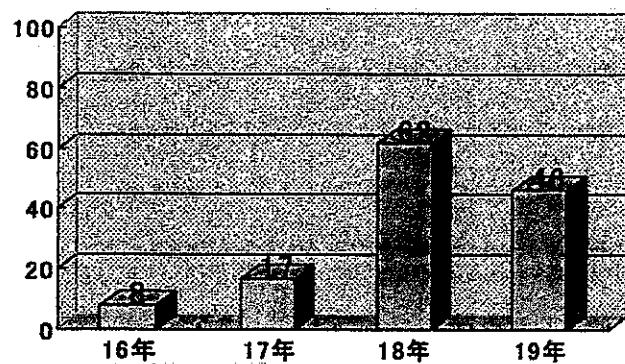
北海道大学法科大学院	3
東北大学法科大学院	0
千葉大学法科大学院	1
筑波大学法科大学院	0
愛知大学法科大学院	1
東京大学法科大学院	0
横浜国立大学法科大学院	0
静岡大学法科大学院	0
信州大学法科大学院	2
新潟大学法科大学院	1
金沢大学法科大学院	3
名古屋大学法科大学院	3
京都大学法科大学院	1
大阪大学法科大学院	9
神戸大学法科大学院	1
島根大学法科大学院	3
岡山大学法科大学院	0
広島大学法科大学院	12
香川大学法科大学院	0
九州大学法科大学院	1
熊本大学法科大学院	0
鹿児島大学法科大学院	0
琉球大学法科大学院	2
首都大学東京法科大学院	8
大阪市立大学法科大学院	0
北海学園大学法科大学院	1
東北学院大学法科大学院	0
白鷗大学法科大学院	2
駿河台大学法科大学院	1
獨協大学法科大学院	2
青山学院大学法科大学院	4
学習院大学法科大学院	1
慶應義塾大学法科大学院	1
國學院大学法科大学院	2
駒澤大学法科大学院	3
上智大学法科大学院	0
成蹊大学法科大学院	2
創価大学法科大学院	0

専修大学法科大学院	5
大東文化大学法科大学院	0
中央大学法科大学院	11
東海大学法科大学院	2
東洋大学法科大学院	1
日本大学法科大学院	2
法政大学法科大学院	0
明治大学法科大学院	18
明治大学大学法科大学院	0
立教大学法科大学院	3
早稲田大学法科大学院	0
神奈川大学法科大学院	0
関東学院大学法科大学院	2
桐蔭横浜大学法科大学院	0
山梨学院大学法科大学院	0
中京大学法科大学院	3
南山大学法科大学院	1
名城大学法科大学院	0
龍谷大学法科大学院	0
京都産業大学法科大学院	0
同志社大学法科大学院	1
立命館大学法科大学院	1
大阪学院大学法科大学院	3
関西大学法科大学院	1
近畿大学法科大学院	0
関西学院大学法科大学院	0
甲南大学法科大学院	0
神戸学院大学法科大学院	0
姫路獨協大学法科大学院	0
広島修道大学法科大学院	0
久留米大学法科大学院	0
西南学院大学法科大学院	0
福岡大学法科大学院	1
東京都立大学法科大学院	0
一橋大学法科大学院	1
愛知学院大学法科大学院法科	3
未記入	4

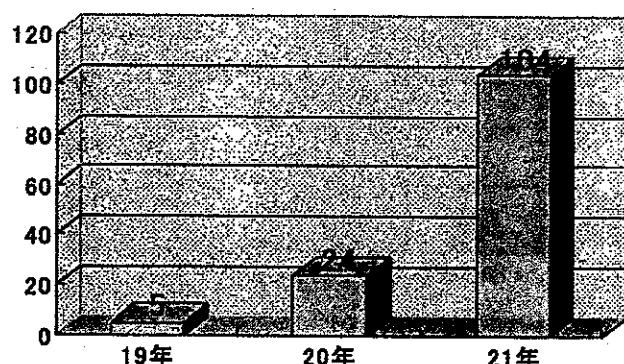
法科大学院集計



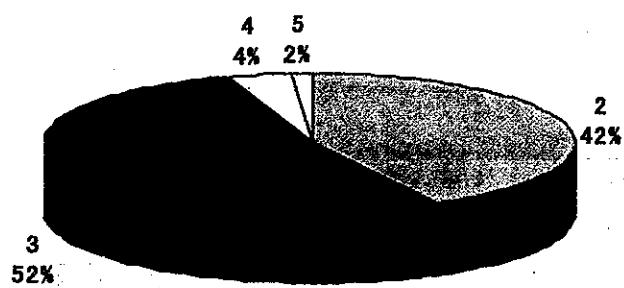
入学年



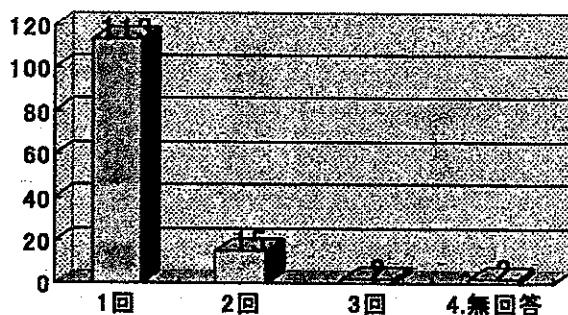
卒業年



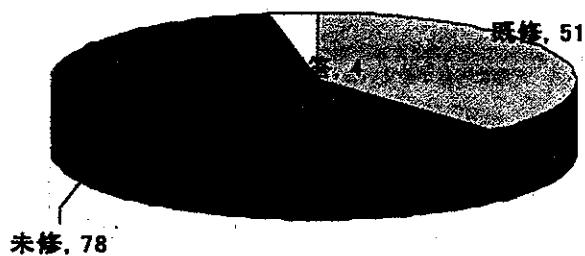
在学年数集計



受験回数

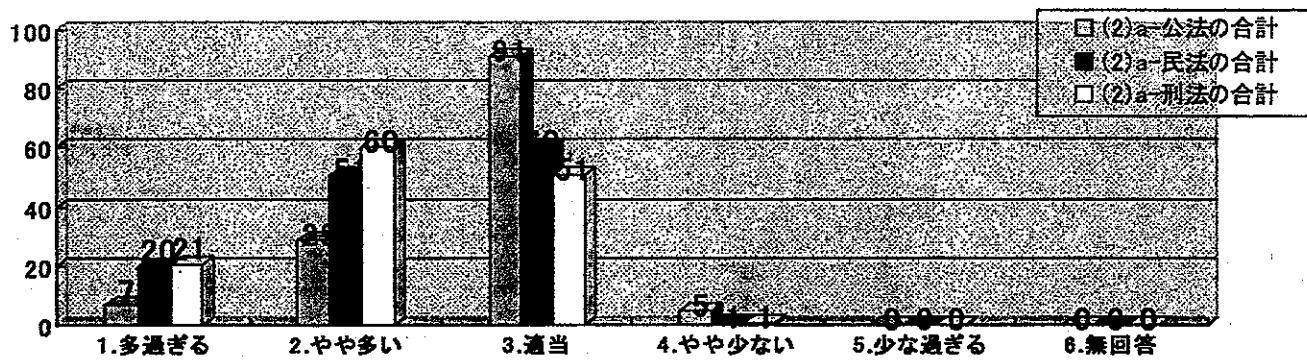


コース集計

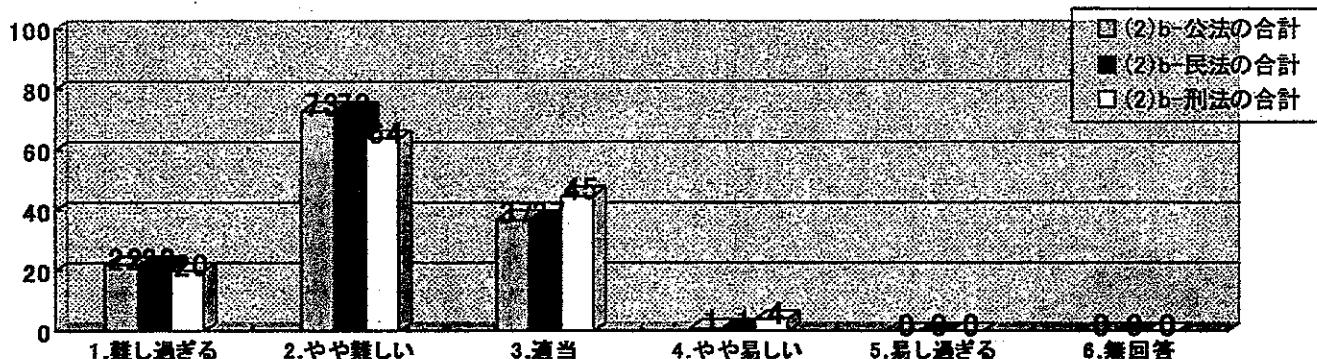


(2) 短答式試験についてのご意見

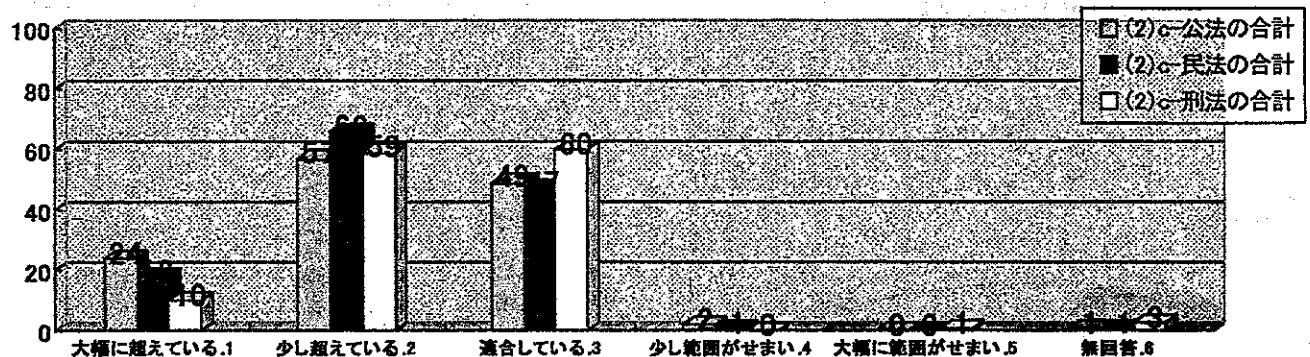
(2)a 問題の量について



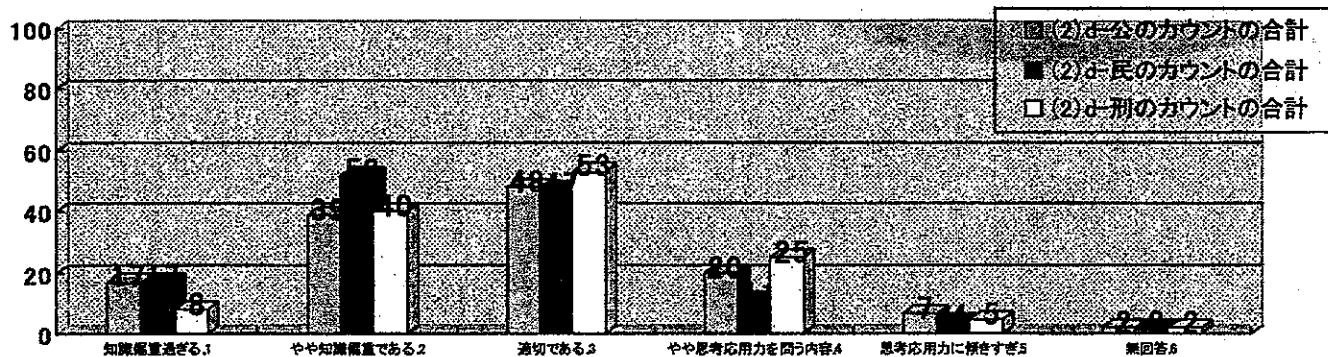
(2)b 問題の難易について



(2)c 問題内容の範囲が法科大学院の教育内容と合致しているかについて

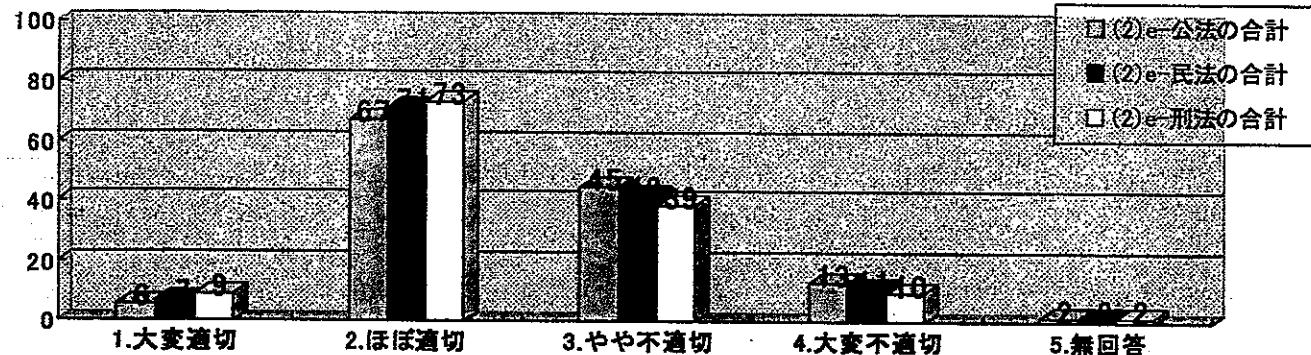


(2)d 出題の意図と解答者に要求される知識及び思考力・応用力との関係について



(2)短答式試験についてのご意見

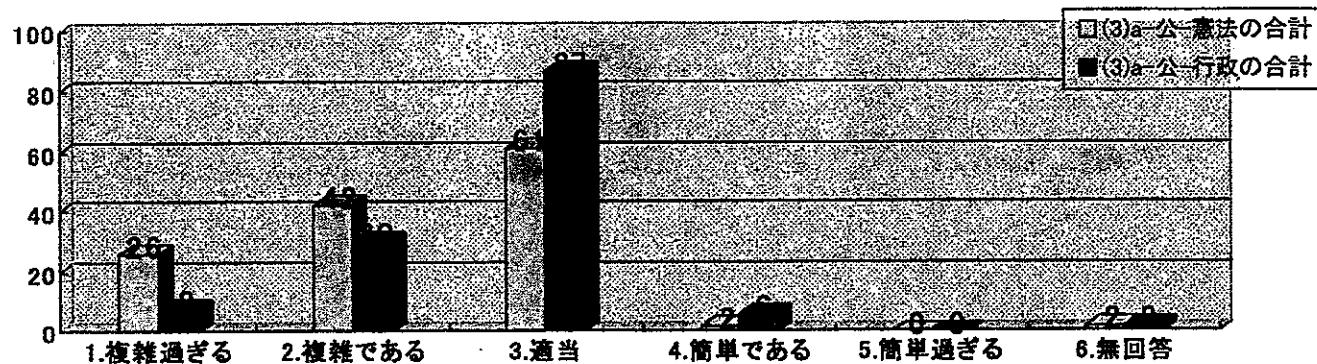
(2)e 法科大学院の教育を経た試験として適切かについて



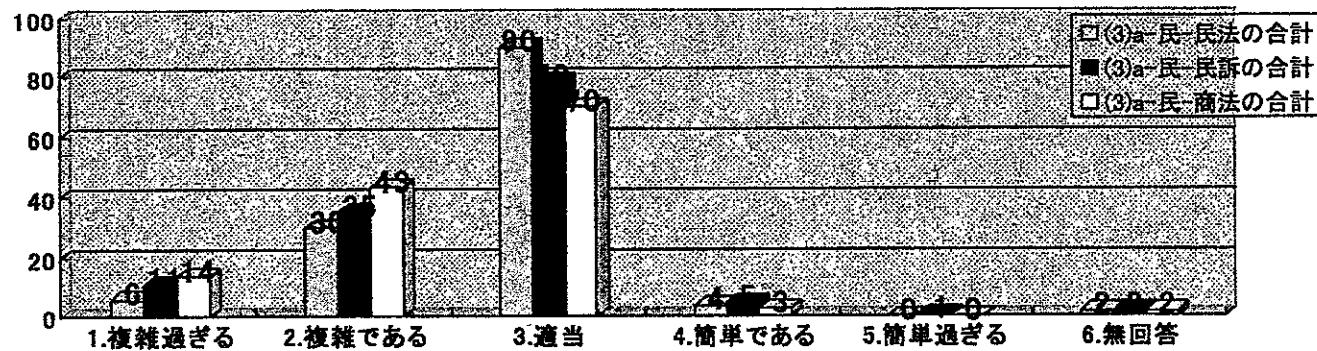
(3)論文式試験(必須科目)についてのご意見

a 問題文の設定について

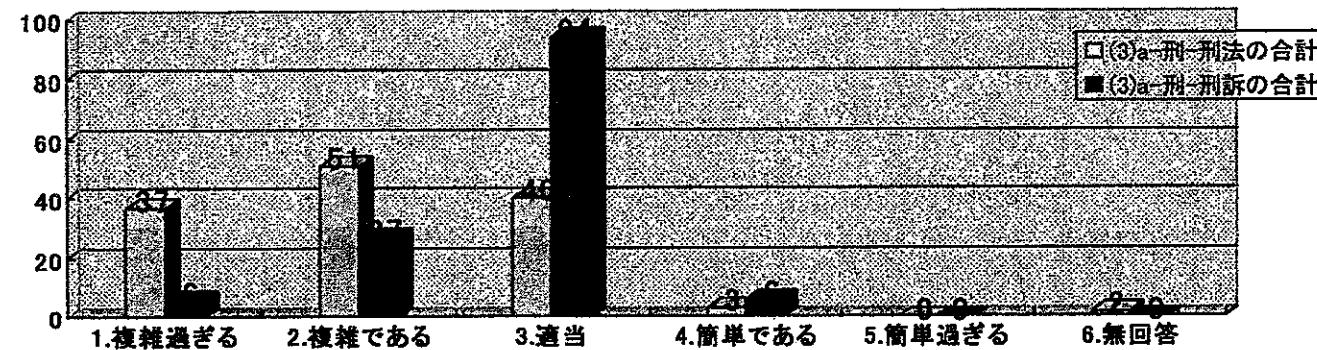
(3)a-公法系



(3)a-民法系



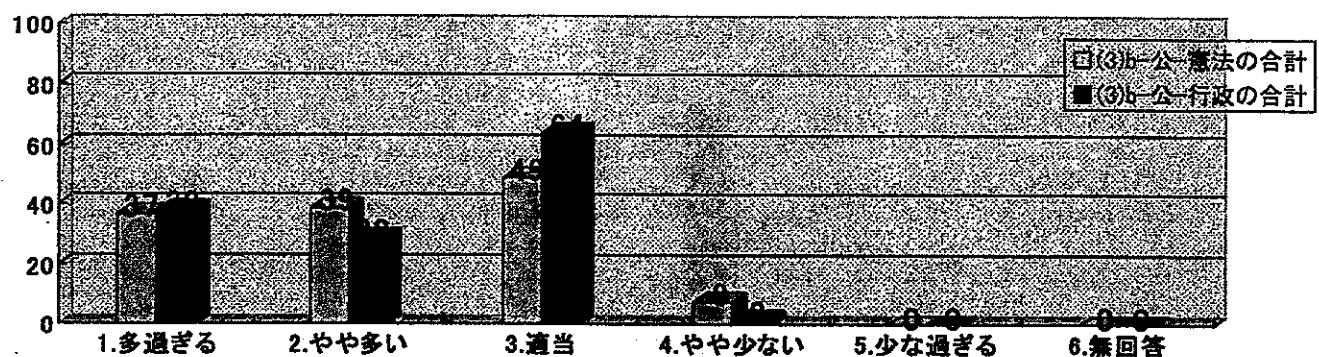
(3)a-刑法系



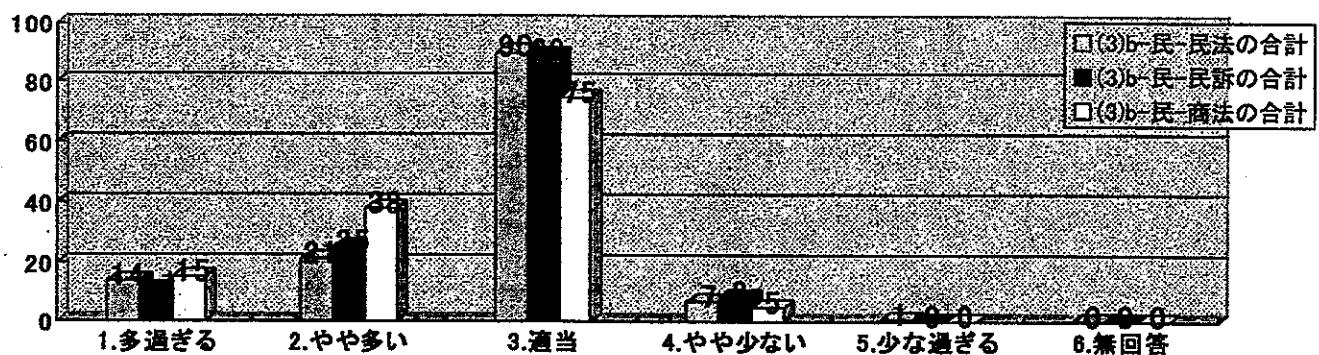
(3)論文式試験(必須科目)についてのご意見

b 論点

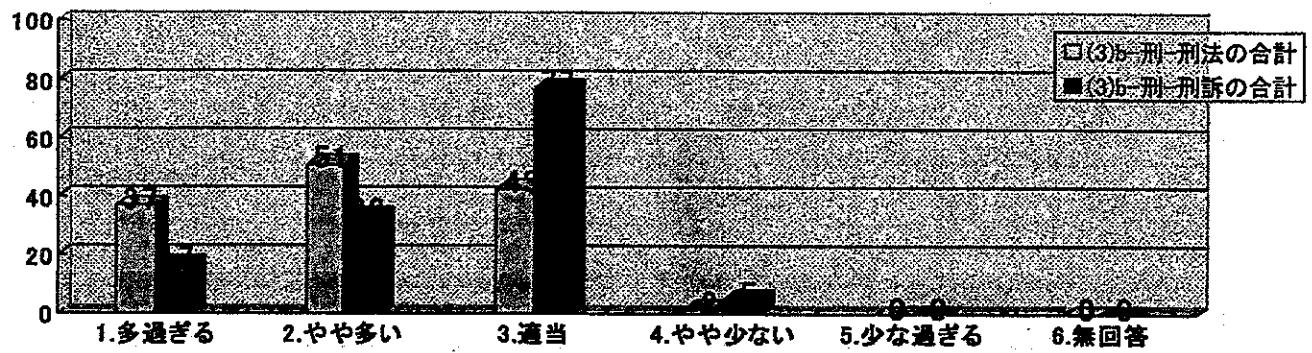
(3)b-公法系



(3)b-民法系



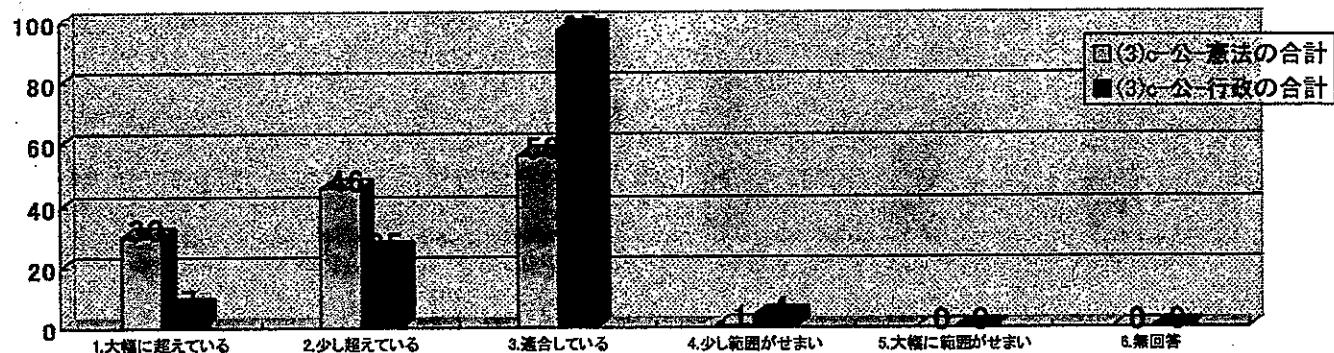
(3)b-刑法系



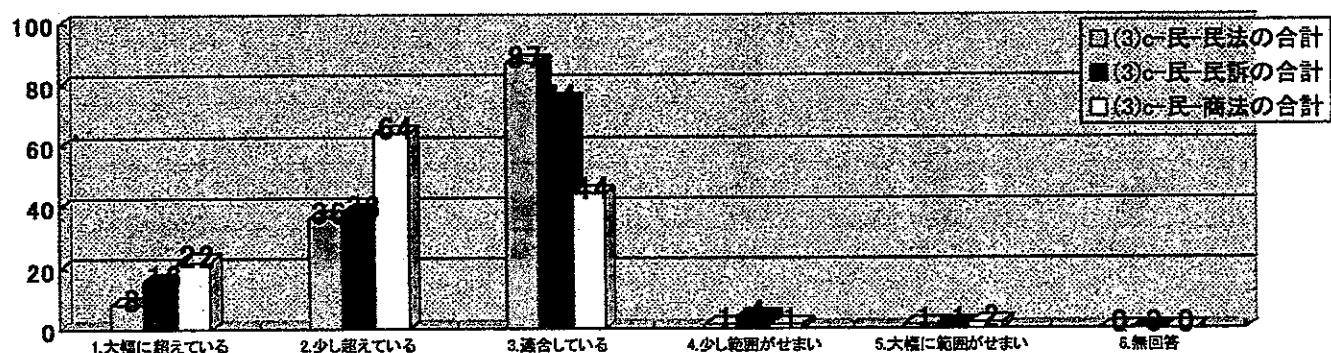
(3)論文式試験(必須科目)についてのご意見

c 問題内容の範囲が法科大学院の教育内容と合致しているかについて

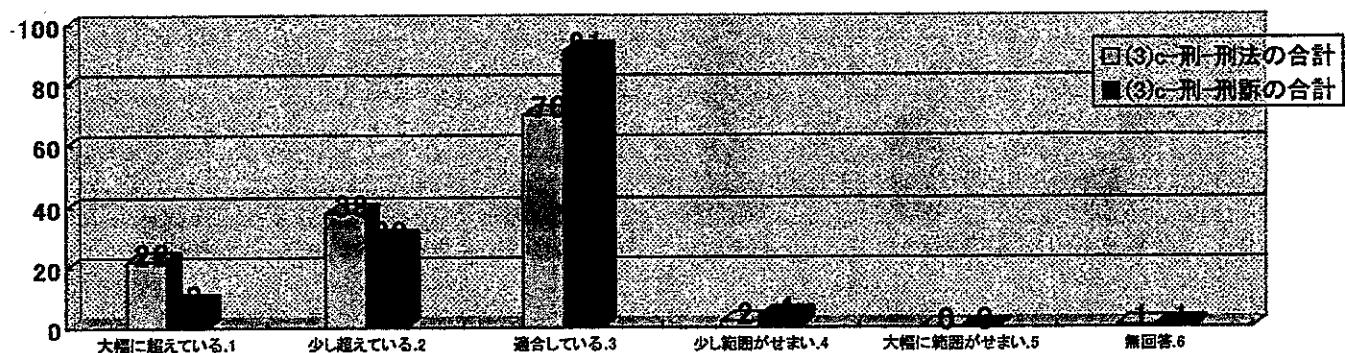
(3)c-公法系



(3)c-民法系



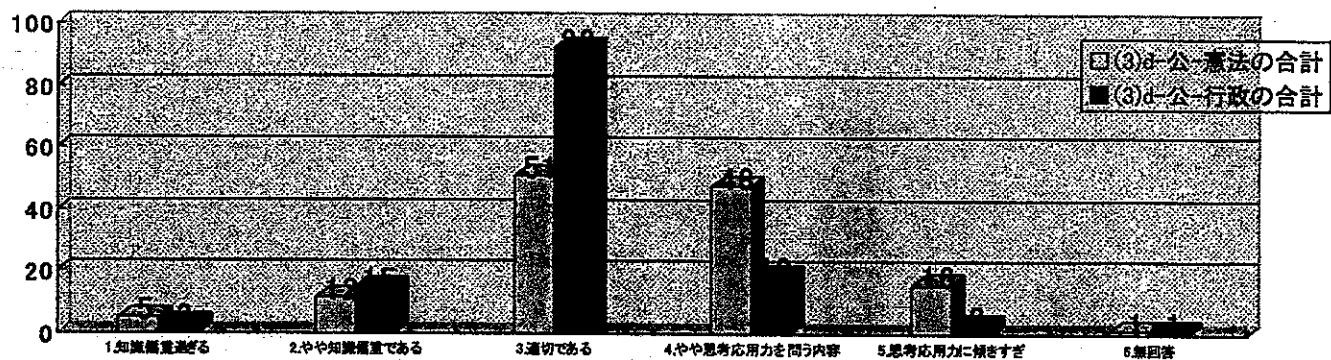
(3)c-刑法系



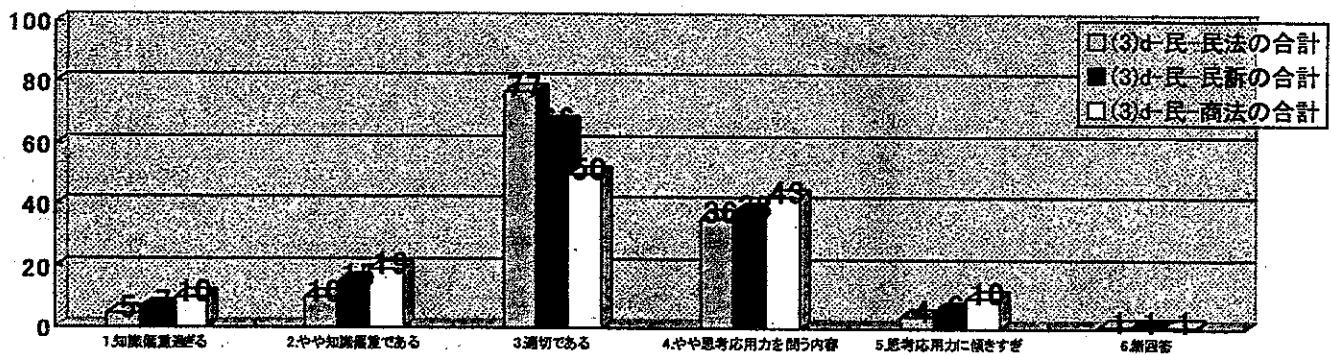
(3)論文式試験(必須科目)についてのご意見

d 出題の意図と解答者に要求される知識及び思考力・応用力との関係について

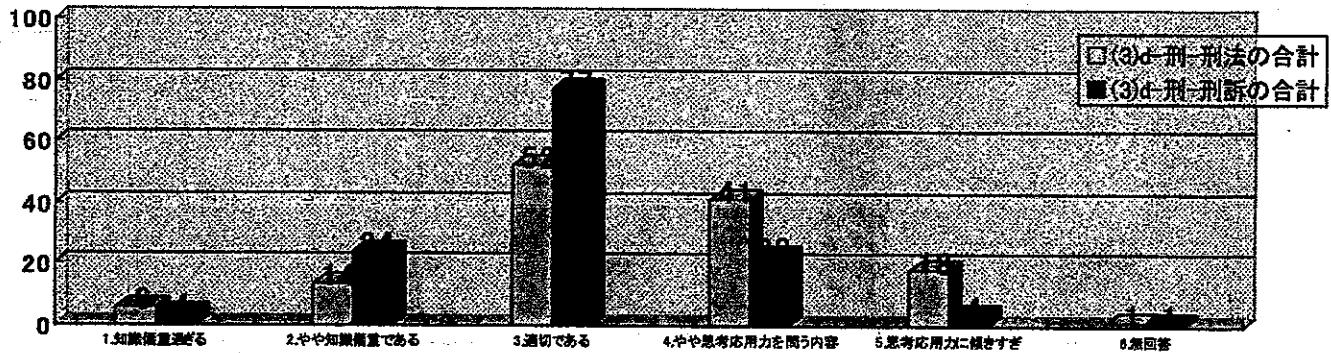
(3)d-公法系



(3)d-民法系



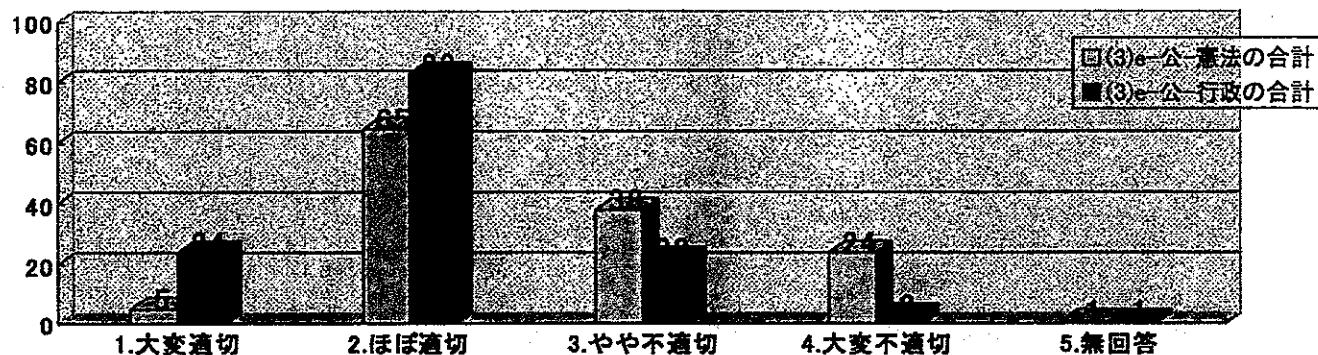
(3)d-刑法系



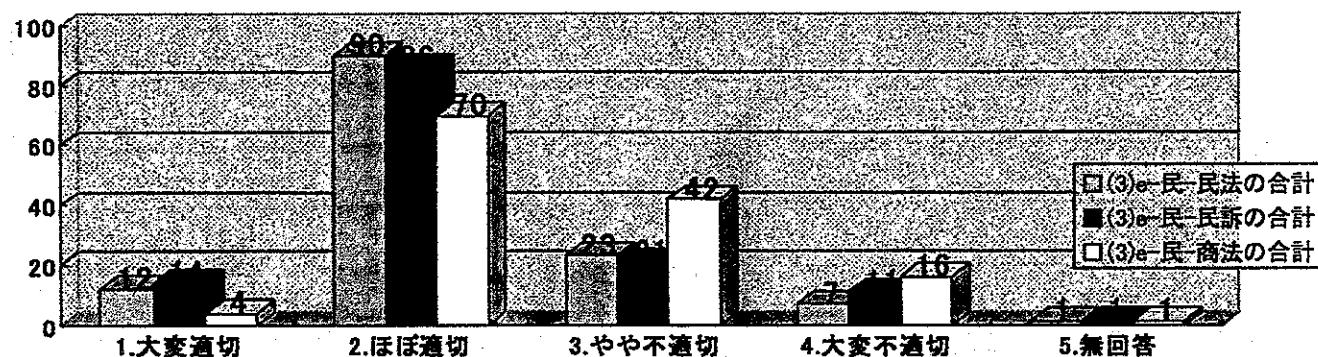
(3)論文式試験(必須科目)についてのご意見

e 法科大学院の教育を経た試験として適切かについて

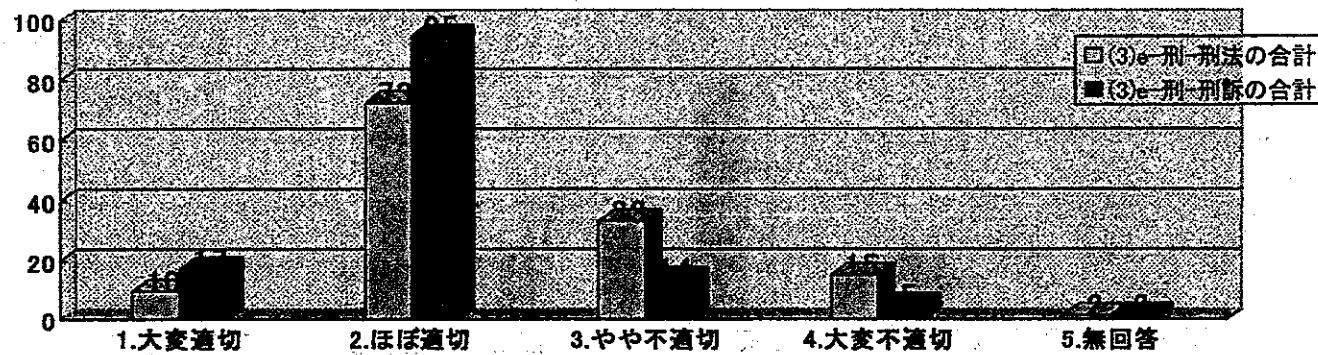
(3)e-公法系



(3)e-民法系



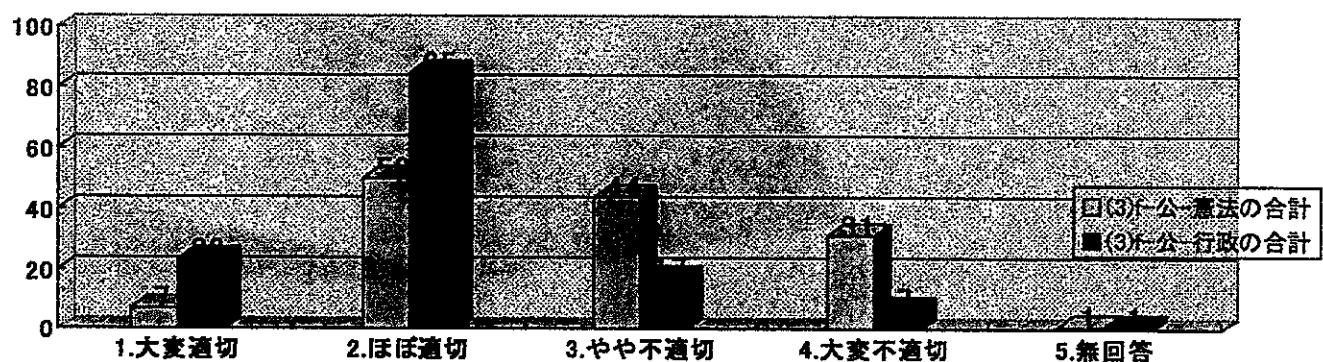
(3)e-刑法系



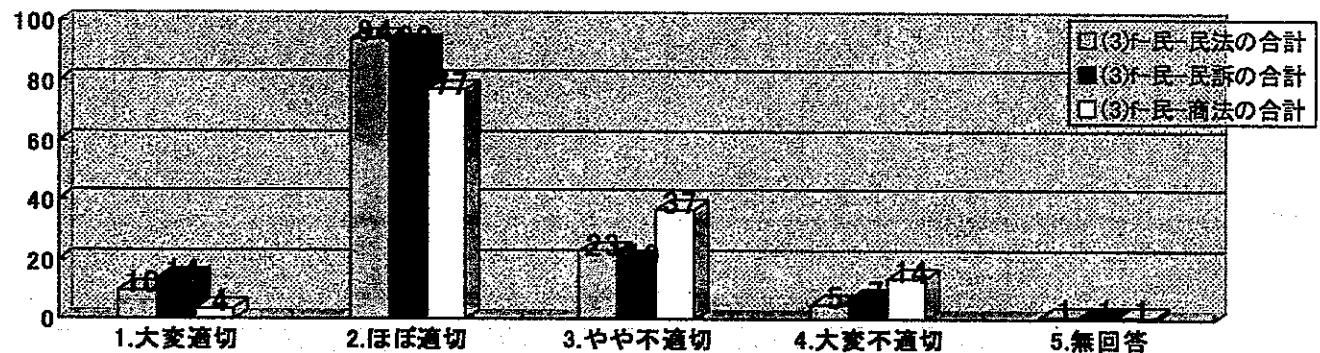
(3)論文式試験(必須科目)についてのご意見

f 出題形式が適切かについて

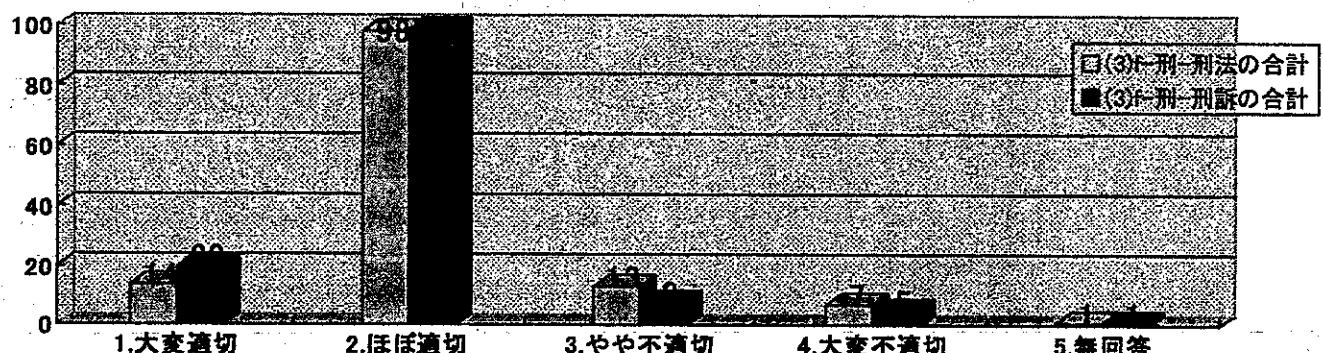
(3)f-公法系



(3)f-民法系

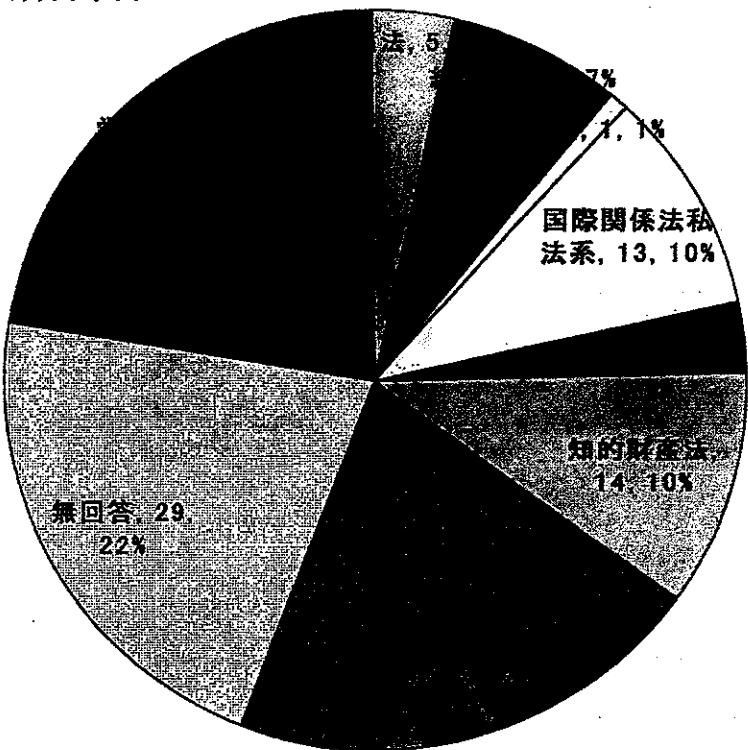


(3)f-刑法系



(4)論文試験についての意見

(4)受験科目集計



(4)科目

環境法

(4)意見

特になし

時事的な話題を取り込んだよい問題であった。

いかにも現場思考の問題であったので、何を事前に勉強してよいのか解らなくなつた。

予想していたところが出た

経済法

他の科目は、1科目あたり2時間の試験であるにもかかわらず、なぜ選択科目だけ3時間なのか。ただでさえ、試験時間が長いのに、選択科目を3時間の試験にする理由がまったくわからない。

昨年度の試験問題よりも、法律科目の試験として適切であったと思う。

ほぼ適切

例年までと比べて、問題文の長さが適切になったと思う。問題の難易度も難しすぎず・簡単すぎず、適切だと感じた。

第2回は、書く分量が多くなりすぎ、時間不足に陥りかねない問題と感じた。また、第3回(特に第1問)は、多くの受験生にとって普段考えたことがないであろう、やや奇をてらった問題であり、問題として適切か、疑問をもつた。これらの問題に比べると、今回の問題は比較的のシンプルであり、書くべき分量、時間ともに適切だったと思う。

問題に対する解答の仕方が、外の科目と比べて未だ定まっていない気がします。なので書きづらいです。

事情についての記述に不明りような部分が散見され、フェアではない。

年度による難易度のバラつきが大きすぎ、対策が講じにくい。今年のような問題であれば、昨年度の過去問を検討する必要はなかった。もう少し難易度を一定化してほしい。

良問であったと思う

基本的な問題でよかったです。一部、普段あまり勉強しない範囲が含まれていて驚きましたが、全体的には、基本が定着しているかを試す上で適切だったと思われます。

憲法

トレンドイーだが、マイナーな論点なので何をどう書くべきか戸惑った。

国際関係法私法系

重要な論点を正面から問う、適切な問題だったと思っています。

基礎知識を問うもので解答しやすかったが、時間が足りなくなった。

普段の勉強を活かせる、適切な問題だったと思います。

適切だと思いました(複雑すぎず)

基本的な問題で、分量的に特に問題はないと思いました。

選択科目についての意見ではないが、選択科目と他の必修科目(公・民・刑)との与えられた時間と問題文(問題数・誘導されて書かなければならない事項)のアンバランスさに違和感を覚える。選択科目は、大問1つに1時間半使えるのに、必修科目については、あれだけの問題文と問題数があるのに、2時間しかないという事。

ゼミと組んでいたのでそれがよかったです。聞かれ方は変わったが聞いていている内容は変わってないと思い、普段の勉強で行つてきた事を出した。

専属管轄合意のメリット・デメリットを問う問題が意外だった。

例年より若干●●●●感じ●●●。

幅広い範囲から出題され、内容的にも基本事項を考えさせる問題の両方があり、適當だったと思う。

租税法

良い問題だと思いますが、難しかったです。

基本事項と応用事項が適切に問われている問題だった。問題量も適切であった。

(4) 科目

(4) 意見

知的財産法

他の選択科目に比べて少し困難だったように思う。

特許法が特に難しかったと思います。

年々、著作権が難しくなっているように思います。

特に特許法は内容が難しい。法科大学院で1年間勉強した程度ではなかなか適切に解答できない。

過去3年と比べ難易度が急に上がりすぎている。過去問を基準にした対策では対応できなかった。

特になし。

問題数も多く、また特許法の問題は難しかったため、どのような点数がつか不安です。知的財産法は、特許法と著作権法を学ばなければならず、また試験も正確な判例の知識、迅速な処理が要求されるため、本腰を入れて勉強しなければ点数をとるのが厳しい科目だと感じています。

特許法が非常に難しかった。加えて、著作権法とあわせて小問が6題と問題数も多かった。そのため、滑り出しとしてかなり大きなブレーキとなった。

あまりに難しすぎる。基本的な教科書レベルを超えた議論が出題されているように感じる。仮に、解答者の点数に差をつけるために、難易の高い問題を折り込む必要があるとしても、問題数が多くすぎる。解答用紙が4枚しかないのに、設問が4から5問あり、場合分けをすればさらに多くの記述を要し、しかも問題は極めて難解になると、一問につき、どの程度までの記述を要求されているのか、問題の求めている解答水準や記述量が不明である。仮に規範などをたてて正確に論証しようとすればあまりに解答用紙の頁数が不足しており、学生にとては日々の勉強に特にありません。考えさせる良い問題でした。

基本的理解と応用力をバランスよく試すことのできる、大変優れた問題であると思いました。

特になし。

特許法の出題分野が、例年のことではあるが、狭い範囲に偏っている。著作権法のように、もっと広い視点で作問していただきたいと思います。

各問4頁という答案用紙は、個人的にはやや少ないように思います。

倒産法

適当な設問だったと思います

昨年までの問題よりも、論点がわかりやすく、書くべきことが見えやすい問題であったと思う。

思考力を問う問題だったが、問題量が多くじっくり考える時間が足りない。問題の質はよい。

特になし

条文つぶしが最重要

やや問題数が多すぎると思います。

今までの過去問では、民事再生法は破産法との比較の視点で出題されていました。しかし、今年の問題では、民事再生法もメインで聞かれ、かつ、民事再生法も破産法も条文知識・制度を知らなければ解けないような問題になっていたのが、知識偏重の問題となってしまい残念でした。

設問数が多く、どれだけの厚みと深さが要求されているのかが判断しづらいと思いました。設問間の配点比率も不明なので、なおさら判断しにくいと思います。

予備校の講座が役に立つ内容でした。少々、問題数が多いと感じました。条文を探すのに手間取りましたが、あの問題で、すべての設問に、条文を引用して解答するのは負担が大きいかと思います。論点的には、6割がた適当なものと感じました。

従来の問題に比して、より具体性に富んだ出題がなされており、取り組みやすかった。

毎年基本書にも書いていない論点を聞いてくるようになってきたが、これが適切なのか疑問が残る。

設問・論点がやや多すぎたように思われます。また、法科大学院の半期の講義では民事再生法はほとんど扱われず、民事再生法専有の問題は、講義とはかけ離れたものになりました。ただ、それ以外は講義を復習しておけば答えられる問題となっていました。倒産法は教科書も厚く、選択科目としては負担が高いように思われます。そのため、法科大学院の講義に合った試験問題だと良いです。

今年の問題は、破産法・民事再生法から各1問ずつ、多数の小問がある形式で、非常にバランスのとれた構成でした。また、範囲・難易度も、どの法科大学院でも教えられるだより基本的事項をもってすれば解答可能な良問でした。今後とも、本年度と同様の出題形式を維持することを望みます。

破産法・民事再生法をバランスよくかつ基礎的なところを丹念に聞いてくるなどというイメージでした。適当であると考えます。おおむね適切である。

選択科目間で負担等の差がある。

解答用紙にぐらべ、問題数が多かった印象があります

問題数が多すぎ、どの程度まで論述する事を求めているのか良く分からなかった。また解答用紙が少なかった。

出題内容、形式など、全般的に適切な問題であったと考える。

枚数が足りない

問題量及び解答量が多すぎ、満足に解答しようとすると1問4ページでは解答がおさまらない。

個人破産のしかも免責を出題することは、破産法の理解を試すのに適切かどうか疑問である。破産手続全体を見渡せるような問題を出題することが望まれる。

設問数が多すぎて不適切です。時間が不足しました。

各設問の内容は、概ね適切でした。ただし、第2問は、かなり難し過ぎたと思います。

無回答

民事再生法(第1問)は、現場で考えるには難易度が高めと感じました。良問と思いました。

問題文が長すぎる。

労働法一順当な出題だと思いました。

問題の量が多かった。

特にありません

論点が多い

(4)意見

昨年の問題とは異なり、基本事項のあてはめが中心であった。昨年の問題は、規範がパッと出てこないようなマイナーフィールだったので、大幅な方向転換がされたのだと思う。

問題文の長さ、論点の数とともに適切であると思いました。何度も丁度良いと思います。

基本的な問題であり適切だと思う。

少し時間が足りない感じを受けたが、論点自体はやや容易。

特になし

問われていることは複雑すぎず、これまで一番簡単だったと思う。事案も練られており、適切であった。

適切な形式、分量、内容だったと思う(問題2つを通して)

小問数および論点が多いため、著しく時間が不足した。問題の分量につき再考を願いたい。

やや論点が多いようにも感じたが、内容・出題形式ともに適切だったと思う。

妥当な論点および妥当な問題形式だったと思う。

非常に良い問題だった。ただ、解答用紙8頁に書ききれない位、書くことが多かった。

論点は平易。分量はやや多い。例年設問2は組合関係の問題であったのに、今年は前半が労働契約関連の問題であったので、不意打ち的で不親切を感じた。

論点が多くすぎる。

レベルとしては適切でした。

やや問い合わせが抽象的な問題となったが、労働法は解答用紙数が少なすぎるので、去年のように細かい指定を出されるよりは、分量オーバーとなる危険が小さいのでよい。問題の難易度としては、比較的容易。問題点についてどう考えるか、どう論じるかをじっくり考えることができ、法的思考力を問う問題としては、今回受験した科目の中で最も優れている(逆に言えば、他科目は内容的・分量的に深く考える余裕がなく、その点で不適切)。

1問目の問題形式が何を問うているのか分かりにくい。2問目もどこまで書けばいいのかわかりにくい。法科大学院でもそういう教育をしているのであれはともかく、見直しの余地がある。

事例はそれほど複雑ではなく素直な問題であり、きちんと勉強していれば正解できる問題であった。

時事的なネタで、内容も基本であった。解答用紙が足りなくなつた。満足している。

質量共適切かと思われます。

判例をきっちり読み込んでいるか。というヒアリングで強調していた点を問う素直な問題であり、真面目に勉強してきたものにとってはとても解きやすかった。結果はともあれ満足している。

3時間の問題としては、骨のある問題だと思った。しかし、内容としては非常に良問で、やりがいのある問題だった。問題のレベルとしては、実際の受験生の出来にも左右されようが適切ではないかと思う。

基本的に適切

今年の問題は分量・内容ともに適切でした。このレベルの問題を維持して欲しい。答案の枚数がすくないので、合計6枚くらいに増やして欲しい。

今回の試験の全科目の中で、最も努力が反映され易い内容の問題であり、試験問題として適切なものであったと考える。

現実味があるところはよかったです、比較的優しかったと思うので、良くも悪くも点数の差の生じにくい問題だった。

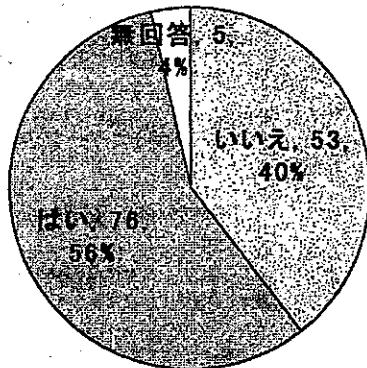
今年度出題内容は出題の意図が把握しやすく、しかも典型的(基本書であれば必ず触れてある)なものであり、適切であったように思う。

難しすぎず適切だと思います。

論点が多くすぎて、4枚では書ききれない。

(5) 法科大学院の授業との関連

法科大学院の授業のあり方を変更する必要があると感じられましたか。



(5)B どのような変更が必要とお考えですか。

択一試験対策は、法科大学院の授業だけでは足りないかもしれません。

限られた時間の中で、問題文から論点を把握し、答案(文章)構成する練習を、学校の授業の中でも、もっと取り入れる必要があるのではないかと思います。

未知の問題に対応する場合のプロセスを具体的に(科目ごとに)学習すべき

民事法につき、実務的な事項を教える必要がある。

・択一試験としての授業をやるのか、やらないのか。・論文についても、本試験よりも授業内容で扱う問題の方が高難度すぎる。逆に言えば論文試験は、基本的な原理・原則を使えるかどうかを試されるのであるから、原理・原則を使って解く事を、練習できるような授業であれば喜ばしい。

答案の書き方の基本的部分の教育

大学の3年生は、試験内容に合わせたカリキュラムにする必要がある。

短答の対策も最低減しなくては、(うちの学校の場合)駄目だと思いました。2年が終わるまでに、短答しかきかれない知識が不足しているのです。

会社法が細かい(考えた事もない)問題だったので、大幅に実務的な視点が必要だと思いました。

新試験の内容が「裁判官候補者選抜試験」から「弁護士候補者選抜試験」に変わってきてているように感じます。一方我々がローでは、論争主義的に考えるよう訓練されている試ではない為、とりわけ民事系科目において、試験と授業内容のアップが拡大しているように感じました。(6)で再述します。

知識理論的思考は今まで問題ないと思います。ただクラス間の差が激しい。ただ、「受験指導できない」という制約はあるのですが、答案で意識すべき事(これが分かると、勉強の効率が飛躍的に上がりました。)を注意的に促す事は、繰り返し繰り返し行って頂いた方がいいと思います。(本来自分で気付くべきなんですが…、私は3年後半にこれに気付き、1年生の時から意識できたら良かったのにー!と何度も思ったので…。)

新司法試験で問われている事、実務家として第一に見に付けるべき能力を養う事と、ベクトルの向きが異なる教員、講義がある。上記の事を意識した方が良い。

応用力やその場で考える力をつけるため、質疑応答やディスカッションの時間を増やすべきだと思う。

先端の学説や先端問題よりも、伝統的論点や基本事項の書き方、確実な理解、事実の拾い方を中心に検討する方向に転換した方が望ましいと思う。

法律の文章を書く練習

基本から考える練習。現場思考

もっと難しく答えるがでないような問題の演習を行うべき。その上で、その答えの出ない問題を先生方が、自分ならどう考えるといった思考の流れを述べて欲しい。

択一の知識をカバーする必要がある。

会社法のカリキュラムを4倍に増やす事が必要である。

未修者に対してはソクラテスマетодなど使わずに、基本事項をおさえる講義形式の授業を少なくとも1年目はすべきである。そして、早い時期に各科目の全体が見渡せるだけの基礎力をつけ、深く掘り下げる授業は2年目以降にすべきである。

(5)B どのような変更が必要とお考えですか。

学生は法科大学院の授業に生活のほぼ全てを費すのであるから、試験対策からはずれた内容を授業内容とするのは学生にとって負担が大きい。したがって、旧試で出題された内容と新試で既に出題された内容をもあわせて、出題頻度の高い内容を優先的かつ卓識的に扱うものに変えていくべきである。実務家法曹を養成するのと、法律研究者を養成するのとは異なる。後者が学説の独自性を強調するのに対し、前者は法曹界の共通言語である実定法を判例・通説の解釈に従って習得することが求められている。法科大学院の研究家教員は学説の独自性を強調しきては

授業には大変満足しているし、先生方にとっては仕方のないことであるが、未修者については重要論点以外や短答式の出題範囲をカバーする時間が圧倒的に足りないので、授業でなくとも何らかの形で補うともっと良くなるように感じた。

論述の練習が不可欠であるため、指導を望むわけではないが、論述の機会を増やすようにすべき。

ロースクールの教授が実際に新司の問題を解いたうえで、新司に役立つ授業にして欲しい。暗記ではなく思考力を鍛える授業にして欲しい。

基本的には変更は不要だと思います。ただ、より実務的な部分、具体的な事案の捉え方、処理の仕方という部分を強化していくば、より良くなるのではないかと思われます。

実務的傾向を増やすべき

今年の民事系からは、予備校が得意とする旧司法試験的な論点については出題しない、という意識が強く感じられた。今後は典型論点や基本判例について分析する授業はとりやめ、実務の基礎知識、手続きなどを徹底的に暗記させる授業をする必要がある。とにかく、「実務はどうしているのか」について徹底的に身につけさせること。

起案など、試験対策は控えるようにと言われていますが、日常的に起案をしなければ、とても太刀打ちできないと思います。結局予備校へ行って、答案を書く練習をすることになってしまうのではないかと思います。

刑法について、基礎的な知識を、趣旨を中心にして正確に獲得していくような、基本を重視した授業をすべき。その上で、具体的な事例処理を、演習の中ですべきである。

思考力の向上のみならず、答案作成・起案作成能力向上の訓練も必要不可欠。

具体的にはわかりませんが、論点を覚えるのではなく、思考力を鍛える授業をすべきだと思いました。

現在のロースクールの授業では、学校ごとに差があるのかもしれません、試験に対応できません。特に教授の授業においては、各担当教授が専門とする分野をより学問的に深めるものが多かったです。しかし、そのような授業においては、新司法試験の問題を解く力も書く力もつきません。これに対して、実務家が担当した授業においては、比較的問題の分析という点では、問題を解く力がつくと思います。ただ、それだけでは新司法試験を書く力を鍛えることは、個々人次第となりますがロースクールの課題が多くすぎてその能力を鍛える時間がないのが現状です。

刑法は、判例検討も重要ではあるが、より複雑な問題を多く考え、解く機会を設けることが必要。民法では、要件事実を常に念頭において授業をすることが必要。

既習者にも知識を定着させる内容の講義が必要であると感じた。また演習においても、特定の論点について学ぶのではなく、具体的なケースにおいて身についた知識をどのように応用するか、ケースに応じてどのような思考が可能なのかを検討する授業が各科目必要であると感じた。

法科大学院では答練が禁止されているが、これは「答練=予備校」というステレオタイプな思い込みからくるミスリードである。制限時間内に初見の問題から正解を導くにはそれなりの技術をマスターする必要がある。法科大学院教育の中でもその技術を習得させる課程を設ける必要がある。現実には法科大学院生の多くが何らかの形で予備校を利用せざるを得ない状況であることは、法科大学院構想と現実とがいかに乖離しているかをよく示している。

法科大学院を優秀な成績で修了した人が司法試験に落ち、予備校に通い折衷対策をやっている人が高得点で合格している。つまり、法科大学院の授業をまじめにやればやるほど、試験対策ができず司法試験に受かりにくくなる。一方、授業をさぼり、あるいは内職で折衷過去問を解いている人が司法試験に受かっているのが現状である。司法試験委員の授業を受けた感じでは、そのような実態を委員は理解していない。

事実認定よりも知識の充実

新司法試験対策をカリキュラムに組み込むべきと考えます。論点ではなくどのような勉強をすればよいのかの指針だけでも示して欲しいです。基本的には新司過去問を対策すれば良いとは理解できるのですが、結局、それすら独学か学生同士でざまざまと得ず、教授等に直接聞くことは事実上不可能な空気ができます(特に、試験委員の先生が先生に対しては、一番重要な3年生だと勉強の会話を許されないため、自分のロースクールに試験委員の先生がいらっしゃることは、受験には全くプラスにはならない。)。さらに、短答試験に関しては、完全に学生任せ

基礎的知識を、完璧にした上で、思考力、応用力を磨く事を訓練すべき。

刑法で各罪の競合関係についてそれほど検討していないので、講義においてもう少し込み入った案件を扱う必要があるように思います。

事例問題の答案練習を正規の授業に取り入れるべき。

(5)B どのような変更が必要とお考えですか。

私のいたロースクールの授業では、試験に役立つような内容の講義はほとんどなかった。新司法試験が前期修習に代わるロースクールの成果を試す場のだから、それに対応できるような問題分析を短時間にできる能力を習得するための授業にするべきだ。具体的には、試験に近いような事例分析を講義のその場で時間を使ってやらせたり、詳しい知識でなく、思考型の問いをあらかじめ出しておき、授業でヒントを与えて、この事情のもとで考えたらどうか?いや、この事情を合わせて考えると反対にならないかなどと誘導して推論能力を高める工夫が必要だと思います。

憲法について、水準の均一化が必要

応用力を重視重視して欲しい

法解釈の前提として、もう少し法律の文章を書く練習が必要です。

現在の出身校のカリキュラムが、どうなっているのかは承知しておりませんが、少なくとも、私が受講させられたカリキュラムと、新司法試験の出題内容は、ほとんど一致していないと思います。もっと、試験対策として実効性のあるカリキュラムにしないと、学生の興味は予備校にいってしまいます。受験資格を得るためにだけに、何百万円もの授業料を授じたのだと、今ではそう思う毎日です。具体的には、事例問題に対して、法律論文としての重要な事項を、いかに制限時間内にまとめ上げるかという指導をするべきだと思います。

結局のところ、論点に気がつくか気がつかないかが勝敗の分かれ目に。そして、その論点発見能力を現在の講義形式で十分養成するのは不可能。また、どのように論じるかということも重要なポイントとなるが、これは実際論文を書いて、それに対する評価を受けねば伸びずことができない。論文試験は、問題を捉え、それについて考え、その過程・結果を論じたものを評価する試験。理論論にこだわり、必要な問題検討の機会も排し合うとする文科省の姿勢は不適切といわざるを得ない。論文試験を意識した講義(課外ゼミ含む)を設けることが必須。

今回の試験を受験してみて、特に論文式試験について、全体的に、基本の力を備えていることを前提にしながら、現場での思考力・応用力を試す傾向が顕著になったと感じた。そして、このような傾向に対応するためには、日頃から法的問題について考えをめぐらせ、議論することが必要だと思う。このような機会としては、学生がゼミやグループなどを組んで自主的に行なうことが中心とはなろうが、法科大学院の側でも、授業において、基礎知識、典型的な論点の解決を学生に答えさせるだけでなく、これまで考えたことがないような問題について、具体的なケース

やはり新司法試験を意識した練習は必要。授業や基本書を独学でやっていても、誰にも教わっていない、誰の基本書にも書いてない事が出題される。特に憲法や民事訴訟法。

択一試験において、授業だけでは対応できない。受験予備校の利用を前提にしているかのような内容である。

論文指導もやはりしてほしいです。

試験が実務を意識した問題となっているのであるから、それに対応した授業を展開する必要がある。

選択科目にあたる講義の拡充、そのために法律学と直接関係しない隣接科目の大幅削減。刑事系科目の事実評価、事実認定の体系的講義や演習の必要性(特に本学では)。民事訴訟法の具体的適用を扱う演習の増設。

やたら予習に時間がかかり復習の時間が確保できない。浅くやるべきところは講義形式にし、深くやるべきところはソクラテスマソッドにするなど、メリハリつけてほしい。また、50人近いクラスで学生をあてて答えさせることをもって、ソクラテスマソッドなどと称するのはおかしいと思う。さらに、履修必要単位が多すぎるのではないか。基本的な必修科目をじっくり学習できるようにしたほうがいいのと思う。特に未修の友人たちが苦労しているのを見て強く感じる。

法科大学院に入學する者はその大部分が新司法試験を受験し、法曹になることを志すはずである以上、新司法試験に合格することが最終目標になる。しかも、法科大学院の実績評価は、修了生の合格率で決められている。それにもかかわらず、法科大学院では、受験対策ができないというのは、理解できない。このような本音と建前の矛盾によって、一番不利益を受けるのは、受験生である。

試験の出題方式に対応できるような訓練を意識する必要があると感じました。短答式試験については、必要とされる判例の知識や基本的な知識の定着が徹底されなくてはなりません。論文試験については、具体的・現実的な事例へのあてはめ能力を訓練する必要があると感じました。

時間内に答案を書ききることが非常に困難でした。本試験は、大学院での試験より考え方を問う問題であり、設問数が多いため、試験問題を分析して、書くスピードがかなり重要であると感じました。
大学院では、どこまでの論点につき、どこまでの深さで書けばいいか、また、論点の取捨選択などの能力を身につける演習をもつとしなければ、到底、試験には通用にしないと思います。このままでは、予備校等でスピードをつける訓練を積まなければならないです。

法科大学院ではソクラテスマソッドが行われているが、うまく機能していないようを感じている。30~40人の大人数では個々のレベルにも差があり、それを教員が適切に把握しているとは言い難い。そのため、個々人のレベルにあわない質問(その者のレベルを大きく超えた質問やその逆)が多く行われ、ソクラテスマソッドの利点が生かされていない。「ソクラテスマソッド」さえ行なえば問題ないという認識の教員もいるのではないかとさえ感じる。ソクラテスマソッドを効果的に行なうために、授業の人数を多くとも10名程度にして、教員が学生のレベルを

現場思考力及び問題処理能力が問われていると感じたので、問題演習を取り入れる必要があると感じた。

全ての先生方に、試験でどのようなことが問われているかに加えて、具体的に、受験生にどのような答え・考え方方が求められているのかという点まで、念頭において授業をしていただけたらと思います。

法律論だけを教授するのではなく、個々の具体的な事案に即して、その法律的解決策を思考させるような授業に変えていくべきであると痛切に感じました。

(5)B どのような変更が必要とお考えですか。

多数の論点について判例を使って論点に対する理解力を深める講義ではなく、法律を学んだ者なら誰でも知っている超基本的な法律的思考プロセス(例えば、民法なら意思主義、会社法なら株主平等原則等)を個々の事案にどう応用していくかを学ばせるべき。

主要7法以外の法律の科目が多すぎると思います。大学院には未修コースの人もいます。主要7法もおぼつかないのに発展科目的課題をやらせても結局消化不良になってしまふように思います。大学院では主要7法のトレーニングをもつとしたかったと思います。

司法試験の内容は授業でまったく触れたことがないようなものもありました。司法試験を見据えた講義は、それぞれの教員が個々に正しいと思う講義を行いますが、生徒はそれぞれの教員の講義を授けるので、それに振り回される感じです。教員同士が連携してひとつの方向を決めて講義をする必要があります。また、私たちは三年生の前期・後期に必修科目がありましたが、その負担が膨大で、短答式試験などのそれ以外の勉強がほとんどできませんでした。また、その内容は必ずしも司法試験に結びつかないものもありました(どちらかというと合格後に勉強すべき)。

授業において、本試験問題の分析をせず(そのような視点は研究者教員は嫌う)講義する教官は少なくない。競争試験で人生をかけている学生に対し、身勝手な姿勢であると感じた。

より深く考える学習方法にすべき。択一の勉強を日頃から意識できるように、定期テストでは択一の割合も増やすべき。

(1)短答式試験対策は、正直ロースクールの授業で養成はされていないように思う。受験生としては、基礎力があるとしてローを卒業したにもかかわらず、短答不合格の結果は基礎力がないといわれているようなもので、なかなか精神的につらいものがある。ロースクールの授業に、短答対策を入れるのであれば、1年段階から予習課題が復習課題という形で少量(5題ずつ等)ずつ簡単なものから慣れさせていくことが良いと思う。

基本しっかり教え、叩き込む必要があると思う。

民事法系について、より一層の実務的思考の養成を行う必要があると思われる。具体的には、民事訴訟実務の基礎・総合事案研究の拡充を行なう必要がある。また、現在民事法総合Ⅳで行なわれている長文の事例分析による問題発見する能力の養成を、民法のみならず、商法、民訴法科目においても徹底して行なう必要がある。

私たちのカリキュラムでは(在学生のカリキュラムは変更されたそうですが)、三年生の後期に刑事模擬裁判・民事模擬裁判が必修科目でした。この科目は準備などが大変で、朝から終電までその準備をしたり、準備のために他の履修している科目を欠席する者が、複数名、毎日いました。模擬裁判は生徒の負担は大きく、個人の学習時間を大幅に削る反面、司法試験にはほぼ役に立ちませんでした。模擬裁判のような科目の位置づけ、方針、履修時期、必修にするかは、司法試験の問題を見据えて、学生の意見を聴いて、検討るべきだと思います。また、司法試験

答案練習中心の講義にしなければ受からないと感じた。

基本に重点を置いた授業。

憲法の演習について、原告、被告、裁判所の三者からの主張を検討する演習が足りないと感じた。

(6) その他、新司法試験についてお気づきの点

(6) 意見

・日程が厳しすぎる。短答式の日は長時間に渡り、頭がフル回転しているので眠れない人が多い。しかし2日目は早朝から論文試験があるので、ここで体調を崩す事が多いと思う。・民事系について、科目的組み合わせ(大大問)程度は事前に公表すべき。外の科目とも整合しない。・合格者数の見込み程度は、事前公表すべき。受け控えするか否かに大きく関わるはず。

短答は難しすぎる。論文は分量が多くすぎる。

・まだ4回目なので、試行錯誤中ではあろうが、短答における問題数が違うという事はなるべく早くやめて欲しい。いちいちそれを確認してから解き始めなければならないというのは、煩わしい。・論文については、とても良い問題だったと思う。ただH21の行政法のように、誘導文を読む事で混乱するような問題(誘導文が設問の順序どおりに並んでいない等)は、やりづらかった。

受験地によって環境に差があります。(人口密度とかトイレの混み方とか)また、法科大学院のある大学で、試験が行われる事があり(仙台)、これは有利すぎると思います。

法科大学院の教育理念と新司法試験制度のギャップが大きすぎる。現実には、新司法試験に合格する事が必要であり、そのための大学の教育を考えいく必要がある。新司法試験の出題内容と大学教育内容が一致するように、工夫していく事が必要だと思う。

・論文試験は書くべき分量が多いので、ロースクールの授業の中で、答練をやる授業を実施する事を文部省は認めるべきだと思う。ただできえ、学生はローの授業料で出費がかさんでいるのに、さらに予備校へ行って答案練習をするのは、出費がかかりすぎる。・またローの教授を新司法試験委員にしているのも、公正の観点から多いに問題がある。

良い問題が多く、勉強になりました。そして勉強量を増やせ、とのメッセージも込められているなと思いました。

まず答案試験ですが、我々未修者にとっては予測どおり厳しい試験でした。内容が難しかったわけではないのですが、在学中は予習どおり厳しい試験でした。内容が難しかったわけではないのですが、在学中は予習に追われるため、我々未修者の知識では空白が多く、それも最終の期末試験後の3ヶ月でカバーするというのは、かなり困難であると思います。論文試験については、公法系・民事系の試験の傾向と、授業の方向性とに、かなりのズレがあるように感じました。今回の試験はキャッチフレーズ的に言うと「論点主義から論争主義へ」とでも言つたらいい

・個人的に、正しい言葉の言い回しがぱッと出てこず、時間をかなりロスったと思います。・模試では、4時間で7枚かつ8枚平気で賭けたのに、本当に時間なかった。書いて7:6とか。でも、全て8枚ずつ書いたと言ってる人もいた。・事務処理能力を問われていると思った。・理解を短時間で答案に現す事の難しさを改めて思い知った。・択一苦手な人は、絶対にちゃんとやっておくべき。択一で足り切れたら、答案がシュレッダー行きだと思い、選択課目時に涙が出てきました。今年は皆難しいというけど…「難しい」なんて、感じ方人それぞれ

浅い知識では太刀打ちできない。判例を通じて具体的な事案から何が法律的に問題となっているのか、それを解決する方法として、どのような思考・解釈・規範の理解が要求されているものと思った。論文については、書く練習は必要不可欠だと思う。

国語力(読み解力・作文力)が重要である事が、あまり表立って言われていないが、ヒアリングで言及されている事もあるので、もっとこの点について皆、問題意識をもった方がいいと思う。

・択一の事務処理量の増加が、旧試と同じ方向に向かっている気がします。

問題の内容としては、知識偏重型の問題ではなく、現場での思考能力や条文を引用するなど幅広く問う事のできるものであり、法曹を目指す者であればこういう問題を解けなければならぬのだと再確認させられました。ただ、今回の試験を法科大学院の授業を受けていなければ解けて当然といふのであれば、法科大学院制度の理念と実際の教育内容との間の隔たりは、まだまだ大きいものだと思います。ただ、法科大学院の限られた授業時間の中で進司法試験に対応するなど無理なお話ですし、試験とは無関係な授業にこそ得るものはないかったので、法科大

時間の割りに問題数が多くすぎると思います。

(6) 意見

・筆記にサインペンをしている人がいたが問題ないと思う。サインペンの使用を認めるべきである。・監督員の時計の時刻を開始前にアナウンスしてほしい。自分の時計と若干のズレがあった。

・さすが良問だと思いました。基本的な事項をしっかりと理解していれば書けないことはない試験だと感じました。・試験会場(サンシャイン)の監督が人間味のある方で、冷房の微調整にまで気をつかって下さり、非常に助かりました。

短答式について、問題文が多すぎると(各科目、3p程度増えた)速読大会になってしまい、結果IQが高い受験生が勝つことになってしまいます。記憶を喚起したり、考えている暇がない試験であること(それに対応できる確実な知識が必要であること)は理解しているが、読む速度が多少遅くとも、丁寧に問題を処理している受験生にもチャンスを与え欲しい。

憲法の論文式はリアリティが無く解いていて苦痛を感じた。公法論文式はともかく時間が足りなかつたので、逆に深く考えなかつたほうが点数を取れたのではないかと不安が残った。このような形式が応用力を問うているといえるのかやや疑問である。仕方のないことであるが、隣の方の筆圧により机が非常に揺れて困った(大阪市)。

最終合格発表までの期間が長すぎる。若者の貴重な時間を浪費させるおそれがあるので、もっと早く結果が分かるようにして欲しい。そのためには、採点のための試験委員を増やすべき。

・受験回数が3回というのは、受験者に酷だと思う→廃止すべき・合格的が当初7~8割と言われていたのに、3割程度しかないのは、国家的詐欺だと思う。

個人的な感想の域を超えないが、短答式での問題のレベルが、想定の範囲を超えていて、そのこともありあまり出来が良くなかったと思っている。考查委員の方々が「これは基本的な問題だ」と言うならば、その通り出題された問題はそのような問題として受け止めるが、今回中にはやや基本的な域を超えている問題が見受けられるように感じられた。ただ、短答式というものは、そもそも法科大学院の教育以前の個人責任の域だと思われる所以、大学での教育内容との整合性は、そこまで気にすることではないと思う。

今年は、今までの過去問を見て試験対策をやってきた人間は落とす。試験対策をやらずにローの実務基礎を徹底的に復習した人間を合格させる。という強いメッセージ性があった。予備校排除としては適切な態度だと思う。ただ、実務重視については本を見ればすぐわかるような実務の処理を覚えているかということばかり聞いて理論面を軽視するのは法曹養成制度としてどうなのか、また、典型論点を完全に排除するのはローの授業の範囲外の勉強をしない生徒の方が合格しやすくなる、という点でいかがなものかと感じた。真面目な生徒ほど、授業外の範囲につ

受験生は、択一試験に非常な労力をかけざるを得ない状況に追い込まれている。法科大学院の講義が終わる2月以降は、勉強量の8割方を択一試験対策に費やすなくてはならないのが現状である。とりわけ、(私を含め)未習者は択一試験への危機感が強く、また、実際にそれだけ労力をかけてもなかなか点数は伸びないため、直前期の勉強は択一試験への対策ほぼ一色になってしまう。論文試験との配点の比重を変えたところで、足切りが6割を超えるような高い水準の点数に設定される以上、受験生が択一対策に追われる状況は、あまり変わらない。問題把握力・

全体として、書くべきことがわからない、試験中に混乱するといった問題は少なかった。その分、しっかりと書けるかどうかというところで差がつく問題となっていたと思う。

短答式試験の方針が、毎回変わっているような気がする。例えば、採点方式。毎年変わると、どのようなことを委員会が問いたいのか、何をどの程度準備すればよいのかわからなくなる。

問題数が多すぎる。思考力を問う良問もあったが、考える時間がない。あれだけの問題量でしっかりと思考する時間を確保するのは不可能。知識を吐き出してほしいのか、思考してほしいのか、不明である。毎年、「問題量が多かった」との反省が何がしらの科目のヒアリングに出ている(特に商法)が、一向に改善が見られない。問題量を増やすことは危険分散になり、それ自体悪いものとは思わないし、よい面もあるが、それにより思考し、記述する時間がなくなるのであれば、本末転倒なのではないか。試験時間が1分短かったからといって3点もプラスするのは

前年度と比べて全体的に難しくなったと思いました。今年の択一は7科目もあるのに難しすぎると思います。

広島試験場での一律3点追加の処置については、多くの受験生から不満の声を聞いた。

(6) 意見

試験に関する情報公開が不十分である。例えば、短答と論文の配転方法が試験直前に変更されたが、だれがどのような理由で変更したのかについての説明は一切なかった。また、考査委員がヒアリングで受験生の答案を論評しているが、これも何が合格答案かを示さないまま、受験生の反論も許さない一方的な主張であり、受験生を混乱させるだけである。少なくともどのような答案が合格とされるのかについて、明確な採点基準を公表して一般からの批判にも応えるべきである。

短答式は基本的な問題を出題といいながら、判例の反対説等相当細かい知識が求められている。法律事務家なら誰に聞いても答えられなければならぬような基本的な問題を出題し、80%以上をとらなければ不合格にするなど、基本知識のみ確認するものとすべきである。

今年の問題は、量・質共に、難題であった。4期は旧司法試験受験経験者が多いが、それにあわせたのであろうか。私にとっては差がついて、良かった。

問の内容が不適切なものがあったように感じます。たとえば、民事系の第2問は冒頭に「事実1～9を読んで設問1～3にこたえること」、「事実10～14を読んで設問4にこたえること」、「事実15～20を読んで設問5～6にこたえること」、との指示があります。これをうのみにして、設問6で独占禁止法関係の無効事由(事実14に記載)についてあえて書かなかつた、という方が、私の周囲に相当数いました。

正直なところ、時間が足りませんでした(特に選択科目)。所定時間内に仕上げる能力を見るのであれば、試験のねらいとして、それを明記していただきたい。

全体的に、ロースクールや教科書で学んだ知識でなく、その場で与えられたヒントをどう使うかに重点が置かれた試験だった。しかし、一部の短答式試験では、細かすぎるのではないかと思われる知識が聞かれてるようでもあり、論文式試験では、問題の意味するところをよみとらなくてはならず、それを間違えた学生に点数が入らないと思われるなど、不親切さが目立つた。

憲法の問題量が多すぎました

公法論文が多くつた。

全体的に、答案・論文において、昨年よりも難化傾向にあると感じました。

去年に比べれば、基本的な知識と理解に基づく思考力が、より求められたのだと感じました。ただ、今回のような型破りな問題が続くと、試験準備として何をしたらよいのかよくわからないので、受験生の士気を下げることになるのではと思います。

短答式と論文式は分けて行うべきだと思います。

公法系第1問や、民事系では本試験ではこれまでにない出題形式が採られ、いささか面食らった。公法系については、これまでと同様、大問2問で4時間内に解くのは、時間不足に陥りやすく、きわめて困難を感じた。また、民事系については、商法で、議決権の個数を数えさせる問題が出題されたが、論文式試験で問うべき内容なのか、きわめて疑問に感じた。

試験時間内に、考え、構成し、書くのに適切な問題量にしていただきたい。

択一論文ともに去年と雰囲気が変わったように思いました。論点主義から離れ、未修向けになったのではないでしょうか。

法科大学院教育から大幅に難化、特に、各論点の入り口の部分が難化した気がした。努力しても力が發揮しにくい試験だったように思う。

(6) 意見

選択科目には先に触れた点が大きな問題といえる。加えて、刑法でも大きな問題がある。本年度の試験では細かな犯罪の成否も問題になったようである(ヒアリングの指摘を受けてか…).しかし、あれだけ長文・複雑で、大きな法的問題点が含まれている試験で、細かな問題点を含めて論じさせることには時間的に無理がある。細かな点をどこまで拾って記述するかはともかくとして、問題点があれば学生は検討して、記述するか否かを判断しなければならない。そうであれば、問題点を全て書かなくてよいという趣旨であっても、合計した問題点の数が多けれ

受験回数は3回に限定すべきではない。要は、必要な知識や思考力を身に付けた者が資格を取得して、世の中に貢献できればよいのであるから、受験回数を制限することに意味はないと思う。法曹のレベル確保を図るのなら、現職の法曹の10年ごとの認定試験でもやつたらどうか。また、向かない人には早く他の道に行かせるためというのであれば、それは自己責任の問題であり、受験回数で縛るべきものではないと思う。

社会的経験を積んだ者を法曹として採用しようという新司法試験の制度趣旨からすれば、平日に2日連続して休暇を取らなければ受験できないというのはおかしい。社会人が受験し易いよう、休日のみで試験を実施すべきであると思います。仕事の都合上、どうしても外せない仕事が受験日に入ってしまうこともありますので、受験できないこともありますし、そうなるのではと考えることがかなりのストレスとなります。

合格者率は、当初の予定である7~8割から大幅にかけ離れた現状にあるにもかかわらず、受験制限(5年で3回)のみが厳格に維持されるのは、あまりにも不合理です。合格率又は受験制限のいずれかを早急に改善すべきです。また、短答式は、あまりにも細かい知識を問う問題が増加しており、法科大学院の理念を阻害する影響がでると思います。もし、実務家になるには必要と言うならば、試験委員が実際に時間内で短答を解いて、正答率を公表してほしいです。

今年初受験ですが、以前の試験に比べて、科目によっては傾向が変わったと思いました。具体的には、民事訴訟法は、去年は一見して何を問うているのか分からぬ問題でしたが、今年は出題者が要求していることは大筋で理解できました。そういう意味では、しっかりと勉強した分その努力が報われるだろうからいいことだと思います。他方、商法については、現場思考力が強く要求されている設問もあったと感じました。その他の科目については、特に変化はなかったというのが感想です(もちろん科目によって難易度が変わったというのもあります)。全体的

直前期、4時間という試験時間の感覚になれるために、予備校の答案練習に通つたが、全く問題の質が違うと改めて思った。予備校の問題をあてにせず、条文、授業で扱った判例の理解を中心に、基礎知識を固めることが大切だと感じた。法科大学院の授業は、新司法試験の強い味になるものであると思う。

公法や刑事系の論文試験は、事実認定にさく時間が非常に大きいので、試験時間をあと一時間長くするか、事実をもっと短くするかしていただきたいです。

全体的に論文は難しかった印象があります。

短答についてはよりマニアックな問題、言い換えると法学部出身者に有利な問題となった。法律を学んだ時間に比例して点数に差が出ると思われる。これに対し論文は、基本的論点の応用が問われているため、単に多数の論点に対する解答を準備して臨んでも対応できない問題となった(昨年も基本的には同様であるが、本年はよりその傾向が強まった)。したがって、論文については、法学部出身者とそうでない者との間での差はあまりなかったのではないかと思われる。

今年の論文試験は、論点を問う問題ではなく、基礎からふえんして与えられた問題を考えていき、その際の法的思考能力を問うている、という傾向が顕著であったと思う。これは選一にも現れていたと思われる(特に公法系)。法科大学院構想からすれば、妥当なところだと思うが、受験生としては、論点抽出の難しさや、分量の点で、去年との傾向の違いに戸惑ったところが大きかった。いくら事前にヒントを与えるわけにはいかないとしても、受験生を惑わすという点で不親切であったと思う。

解答用紙について、インクが乾きにくく擦れて汚れやすい点が気になった。

論文試験は去年より憲法・民法・商法と設問が増えました。また、行政法・刑事訴訟法も書くべき論点は増えています。今までの試験委員会のヒアリングでは、問題が長く論点が多かったことについて時間不足という反省が見られますが、まったく反省が活かされていません。試験委員会も一度、時間内に問題が解けるか解いてみると良いと思います。また、会場の愛知県名城大学は汚かったです。もう少し慎重に会場を選んでほしいです。それから、広島会場の受験生に3点足した措置は、彼らが特をして、それにより平均点が挙がり、他の受験生が損をした感じで

(6) 意見

環境について。会議室形式の会場では、机が臨席者の筆圧で上下左右に振動。集中力をキープするのに苦労した。また、試験監督自身の携帯電話が鳴ったり、監督官同士でひそひそ話すなど、レベルが低かった(仙台会場)。また、東京有明会場では、試験監督の指示に従わず、試験開始直前まで参考書を読む者もいた。民間委託であることは皆知っているので、指示を無視しても退席のリスクはないと考えたのだろう。今後も、監督官、受験生両方でのモラルハザードが進むと思う。

会場の面(トイレの場所等)等で、できる限り差が生じないようにしてほしい。

憲法は問題量が多すぎた。したがって、行政法とのバランスを考えたとき、同じクオリティで憲法の答案を作成できないと強く感じた。公法系の出題者は、(法科大学院を卒業した平均的な)受験者が、4時間の制限時間内に適切な答案を作れるとお考えだったのだろうか。

過去問と比較して、論文は基礎的な思考から結論を導いていくという意味では、応用力を問うもののが多かったようにおもう。ただ、問題数及び論点と思われるものが多くなり、全体的にさらに答案作成のスピードが要求されているように感じた。さらに、特に行政法の誘導が何を意味しているのかわからない文章だったので、読み解・答案作成方針の理解に時間がかかった。対して、短答は個数問題が明らかに増加しており、記憶力を問うものが多くなったように感じた。とはいっても、本当に覚えておかなければならぬことなのか疑問に感じる知識問題も見ら

憲法の問題文が、長すぎる上に事実が複雑すぎる。あまり凝りすぎた問題を作らないでほしい。

科目によるが、思考力を問う問題が、思考力よりも判例等を知っているか否かの知識問題となっているような気がする。時間内に解答させるという意味では、問題数は適切ではあるが、考えさせるという点で、少々数が多いのではないか。

2時間で書くには、問題文に対してあまりに時間が足りない。

①短答式試験公法系科目で個数問題が数題出題されていたが、2問間違えると正解するという人が出るので、止めてほしい。授業で扱うことのない最新判例の正確な理解を問う問題など、短答式試験公法系科目の問題の質が、全体的に例年に比べて低かったように思われる。②論文式試験公法系科目第1問をノーヒントで解かせるのであれば、2題ではなく1題に絞るべきである。本年度は第2問の問題量が多かったため、時間との関係で厳しいものがあった。③新司法試験の実施時期について再考してほしい。なんとか在学期間に試験を実施することはできないか

私は愛知県の名城大学が試験会場でした。名城大学では試験時間中も大学の学生が教室の外で騒いでおり集中できる環境ではありませんでした。また、女性用トイレが会場のフロアではなく女性が試験中にトイレに行くのはタイムロスが大きかったです。さらに、名城大学の他の受験教室は机が斜めでペンが転がり用紙も安定しなかったようです。このような会場を選んでほしくないです。愛知県の愛知大学の会場では受験生以外は建物に入れなくなっていたようで、会場に差を感じます。それから、広島会場では短答式試験で不都合があり全員に3点プラスした措置

・東京会場は複数あるが、現住所に近い会場を割り振るシステムとなれば、非常に有り難い。4日間、神経の張り詰めた状態で長時間の移動ないしホテル住まいを余儀なくされるのは、体力を削られて辛いものがある。

短答式も論文式も傾向が前年度とは変わり、全体的に時間が足りないように思われます。受験者と話していても、途中答案者が続出したと聞きます。事務処理能力も大切だとは思いますが、基礎から応用力を試すことを主眼とするならば、時間にもう少しゆとりのある出題にすべきであると思われます。

短答式試験問題集 [公法系科目]